新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ（2020年7月7日時点）

個人が申請

生活支援

休業で家計が維持できない	貸付	緊急小口資金（特例）	貸付上限10万円（特別な場合は20万円） 据置期間：1年以内、償還期間：2年以内	最寄りの市区町村社会福祉協議会 ※「緊急小口資金（特例）」については、東海労働金庫及び郵便局（要事前問い合わせ）においても対応。
失業で家計が維持できない	貸付	総合支援資金（特例）	貸付上限　単身～15万円、複数：～20万円 据置期間：1年以内、償還期間：10年以内	
離職等で住宅を失った・失うかも	給付	住居確保給付金	家賃実費支給、3万7千円～4万8千円を給付 支給期間：原則3か月	県又は市の自立相談支援機関
休業手当が支給されていない	給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年4月-9月に休業手当が支給されない中小企業の労働者 休業前賃金の80%（日額上限11,000円）	休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

事業主が申請

休業補償

従業員の雇用を維持したい	助成	雇用調整助成金（コロナ特例）	休業等助成1人1日15,000円まで 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	愛知労働局あいち雇用助成室 052-219-5518
子供がいる従業員のために	助成	小学校休業等対応助成金（労働者雇用向け）	小学校等(※)休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日あたり8,330円（4月以降取得分は15,000円）を上限に賃金相当額を助成	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
子供がいるフリーランスのために	助成	小学校休業等対応支援金（フリーランス向け）	小学校等(※)休校で休業したフリーランスの場合、1日あたり4,100円（4月以降は7,500円）（定額）を助成	
事業所の家賃補償のために	助成	家賃支援給付金	5月-12月の売り上げが単月で前年同月比50%以上減、または前年同期比3か月連続で30%以上減（上限：中小企業者600万円、個人事業者300万円）	家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930

協力金

要請に協力した事業者のために	助成	新型コロナウイルス感染症対策協力金	県の要請を受けて休業する地元中小企業者に対し1事業者あたり定額で50万円を支給 ※申請受付は終了しました。	経済産業局新型コロナウイルス感染症対策協力金プロジェクトチーム 052-954-7451
自主的に休業した理美容事業者のために	助成	理容業・美容業休業協力金	自主的に休業した理容所・美容所の事業者に対し県から1事業者あたり定額で10万円を支給 ※申請受付は終了しました。	保健医療局生活衛生部生活衛生課 052-954-6296
文化芸術活動を自粛した団体等のために	助成	文化芸術活動応援金	文化芸術活動の自粛等で特に大きな影響を受けるアーティストや文化芸術団体等の活動に対し、法人20万円、個人事業者10万円を支給	愛知県文化芸術活動応援金事務局 052-954-7459

（※）「小学校等」とは　（厚生労働省HPより抜粋）
①小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）　②放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
③幼稚園、保育所、認定こども園、許可外保育施設、家庭的保育事業等、こどもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ（2020年7月7日時点）

事業主が申請

資金繰り

資金繰りのため、融資を受けたい

融資：県制度融資（緊急小口つなぎ資金、コロナ対応資金、緊急つなぎ資金、経営あんしん、セーフティネット4号・5号）

【緊急小口つなぎ資金】前年度比 売上減少
限度額500万円 利率1.1%（全額還付）
保証料なし

【コロナ対応資金】前年度比 5%以上売上減少
限度額4,000万円 利子3年間全額還付
保証料全額～半額免除

【緊急つなぎ資金】前年度比 売上減少
限度額5,000万円 利率1.2% 保証料なし

【経営あんしん】前年度比 3%売上減少
限度額8,000万円 利率1.2～1.4%
保証料0.4～1.83%

【4号、5号】前年度比5～20%売上減少
限度額8,000万円 利率1.1～1.5%
保証料0.67～0.79%

取扱金融機関 または
愛知県信用保証協会 総合相談窓口

0120-454-754

融資：無利子・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少
融資限度額 ： 中小企業事業6億円（別枠）
国民生活事業8,000万円（別枠）

最寄りの日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル

0120-154-505

融資：マル経融資の金利引き下げ

前年比5%以上の売上減少で、
融資限度額：別枠1,000万円
当初3年間、金利を0.9%引き下げ

給付金

コロナで売上が半減した

給付：持続化給付金

2020年1-12月期の売り上げが50%以上減で
前年総売上-（前年同月比▲50%月売上高×12か月）を現金給付
（上限・中小200万円、個人事業100万円）

持続化給付金電子申請受付サイト

持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570